

教育委員会議事録

令和4年10月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和4年10月臨時会)

- 1 日 付 令和4年10月20日(木)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 酒井 道子 教育委員 武井 哲也
- 4 出席職員 理事(教育担当) 小宮 洋子 教育部長 中込 明宏
教育部専任参事 萩原 明美 教育部参事兼教育総務課長 西海 幸弘
教育部参事兼就学支援課長兼指導主事 山田 圭
- 5 書 記 教育総務課総務係長 小林 亮介 教育総務課主事 湊 大輝
- 6 開会時刻 午後2時00分
- 7 付議事件
日程第1 報告第18号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
日程第2 議案第28号 令和4年度末県費負担教職員人事異動方針について
日程第3 報告第19号 令和4年度海老名市奨学生の決定について
- 8 閉会時刻 午後2時45分

○伊藤教育長 本日は濱田委員が欠席でございますが、3人出席ということで、私も含めて定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会 10 月臨時会を開会いたします。

本日、傍聴希望者はありません。

今会の署名委員は、平井委員、武井委員にそれぞれよろしく申し上げます。

臨時会ということですが、皆さんに審議していただくのは、令和4年度末県費負担教職員人事異動方針ということで、海老名市教育委員会として決定いたします。そこから人事異動が始まりますので、ここで臨時に皆さんに集まっていただいて、方針を決定したいということでございます。それ以外に報告が2件でございます。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。

日程第1、報告第18号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 資料1ページをご覧いただきたいと思います。報告第18号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてでございます。こちらにつきましては、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告いたすものでございます。

報告理由といたしましては、令和4年10月1日付で人事異動を発令したためでございます。

資料2ページをお開きいただきたいと思います。人事異動内訳でございます。令和4年10月1日付け、転出として主事級が1名でございます。同じく、昇格・転入・任期更新として、参事級が1名、主事級が1名、任期付職員の主事補級が1名で計3名でございます。同じく、併任といたしまして、参事級が1名、課長級が1名、主査級が1名、新採用職員の主事補級1名で計4名でございます。合計で8名に対しまして人事異動を発令したものでございます。

説明は以上でございます。

○伊藤教育長 ただいま説明がありました。ご質問等ありましたらお願いいたします。

教育総務課の鈴木主事が長いこと勤めていて、5年以上経過したので異動しました。ただ、地域づくり課から越川主事が異動されたということです。また、学び支援課長が参事

級になりました。それから、半澤主事補が任期更新。下段は、保健福祉部の方々に、こどもセンターに勤務されている方に対して、それぞれ併任辞令が出ています。

これはよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問等もないようですので、報告第 18 号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、報告第 18 号を承認いたします。

○伊藤教育長 続きまして、審議事項に入ります。

日程第 2、議案第 28 号、令和 4 年度末県負担教職員人事異動方針についてを議題といたします。

説明をお願いします。

○教育部長 それでは、資料 3 ページをご覧くださいと思います。議案第 28 号、令和 4 年度末県費負担教職員人事異動方針についてでございます。こちらにつきましては、令和 4 年度末県費負担教職員の人事異動に当たりまして、方針を定めたいため、議決を求めるものでございます。

資料 4 ページをご覧くださいと思います。1 の概要でございます。神奈川県教育委員会の「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」に掲げられてございます、1 つ目、適材を適所に配置すること、2 つ目、教職員の編成を刷新強化すること、3 つ目、全県の視野に立って、広く人事交流を行うことの 3 項目を基に、海老名市の「令和 4 年度末県費負担教職員人事異動方針」を決定したいものでございます。

2 といたしまして、令和 4 年度末県費負担教職員人事異動方針案につきましては資料 5 ページに添付してございます。こちらの詳細につきましては就学支援課長からご説明申し上げます。

○就学支援課長 資料 5 ページをご覧ください。令和 4 年度末県費負担教職員人事異動方針（案）でございます。読み上げさせていただきます。

I 海老名市方針

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一勤務年数 8～10 年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数 5 年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

裏面をご覧ください。資料 6 ページです。

II 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務 3 年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3 年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「2」に限らず適正配置を行う。
- 3 本市人事方針「3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が 2 年以上の場合は、初任校勤務年数 3 年を経過した時点で異動対象とする。
採用校と同一校での臨時的任用教員年数が 1 年の場合は、初任校勤務年数 4 年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校等（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱等によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。

- 10 勸奨退職・再任用については、十分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

7ページ、8ページにつきましては、先ほど教育部長からありました県の公立学校教職員人事異動方針になります。後ほどご高覧ください。

説明は以上です。

○伊藤教育長 それでは、ただいま説明がありました。人事異動方針、資料5ページのもの、実施上の留意事項という6ページのを海老名市の方針としていくということです。神奈川県公立学校教職員人事異動方針は昭和38年に定められたもので、現在まで変わってはいません。適材適所とか、変わるものではないですから。

それでは、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

○酒井委員 海老名市教育委員会の異動方針4に「小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため」とあるのですが、小学校の先生が中学校に行ったり、中学校の先生が小学校の校長先生をやったりとか、いろいろ積極的にやられていると思います。こちらに関して、取組みの効果というのはどのように捉えていらっしゃいますか。

○就学支援課長 所有免許の問題もあるのですが、幅広く視野を広げていくという意味では非常に効果があると思います。特に管理職の小中学校の異動というのはかなり積極的に取り入れているもので、小中学校の接続であるとか、中学校の教員が小学校に行き指導、あるいは子どもたちを見るというのは、長いスパンで見たときの教育ということにはとても効果が高いものだと考えています。

○伊藤教育長 ただ、一般の教職員の場合、校種が違うから、免許が違うのです。だから、その辺が実は難しく、中学校の数学の先生が小学校に来た場合は、道徳等は別ですが、教科免許状上は算数しか教えられない。でも、小学校の先生は中学校の免許がなければ中学校では授業ができないという縛りになるので、そういった免許の制限が課題です。

○酒井委員 人事交流するというのは、高学年の授業で見学したりするのが主になるのですか。

○就学支援課長 人事異動交流に限らず、小中一貫でいうと、例えば有馬小中学校で、今はコロナ禍の中で控えてはいるのですが、中学校の先生が小学校高学年のところに行って、先ほど言った数学の先生が算数を教えるなど、小中一貫教育の取組みは少しずつながら進

めているところなのです。先ほど教育長がおっしゃったように小学校の先生が中学校に行くと、免許がない方は指導ができないのです。そこら辺の難しさはあります。

○伊藤教育長 だから、これから文部科学省が教科担任制を5、6年生で特に進めていくという方針ですので、そのときは、教科担任で採用するのか、それとも中学校のある教科の先生が小学校に来て、教科担任として授業するのかというのは、それぞれこれからもっと検討して進めていく必要があると思います。

○酒井委員 特に英語と数学は専門性のある先生に教わりたいという気持ちのあるご家庭も多いのかなと思うので、英語は担任の先生方が一生懸命小学校でやってくださっていて、かなり前進もしていると思うのですが、可能ならばそのように中学校の授業を小学校で、このようにやっていくのだということが分かるようになっていくと良いなと思います。よろしくお願いします。

○武井委員 基本的な質問で申し訳ないのですが、令和4年度末県費負担教職員人事異動方針について、この方針というのは、例えばまた令和5年になったときには、中に書いてある内容は多少変わるとか、そういうことはないのですか。

○伊藤教育長 基本的には方針はあまり変えないですね。ただ、裏面の実施上の留意事項も変わってはいないのですが、これが例えば県の様々な制度とかが変わる中で変わっていくことは十分にあると思います。基本的にはみんな県費負担教職員でして、市費負担教職員であれば市で決められるのですが、県費、要するに県の配置に準じてやらざるを得ないと思いますので、その辺は、県の制度が変われば変わるかなという感覚です。

○武井委員 分かりました。

○伊藤教育長 今は特に6番目の「中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る」と書いてあるのは、これまで海老名市ではずっとなかったのですが、神奈川県のように技術の先生の採用が少ないので、海老名市の学校で技術の先生が不足してしまったのですよ。臨時的任用教員とかでほかでやっている方々を探したりしなければならぬので、今年、許可免許を出しているのですよね。

○就学支援課長 出しています。

○伊藤教育長 何年かぶりに許可免許で技術の先生が今入っています。技術関係の工業大学を出て、数学の教員免許を取っている方々が結構いるので。これからすごくその辺は増えてくるかもしれないです。だから、学習指導要領が変わって教科の時数が、例えば家庭科とか技術とかはすごく少なくなったので、前は各学校に家庭科の先生も2人ぐらいいた

りもしたのですが、それがもう1人しか配置できなくなってしまうことがあるので、その方が体調を崩したりすると、代わりの人が入らないこともあったりするので、その辺は厳しいところですね。

○平井委員 実施上の留意事項の中の3番で、「採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は」という文言があるのですが、基本的に私の考えは、臨時的任用教員は新しい学校でという思いがあるのです。なぜかというと、その学校で慣れてしまうと、惰性が出てきてしまう部分もなきにしもあらずだと思っていて、方針としてはもう海老名はこのような形でということですが、そのあたりの先生たちの意識というのはどうなのでしょう。

○就学支援課長 人によるところもあるかなとは思いますが、やはり委員おっしゃるように、同一校に配属された場合、慣れているというところもあるし、周りからも初任という目では見られず、初任扱いをされないというところもありますので、そこら辺の良さと弊害はそれぞれあるかなと思います。個人的な意見ですが、やはり新しい環境の中で初任者としてスタートするというのが1つの考え方かなと思っています。

○平井委員 私もそこが一番大きいかと思うのですね。学校としては本当に貴重な人材なので力になります。だから、学校としてはすごく欲しいだろうとは思いますが、やはり新しいところで、新しい気持ちでというものを新採の人には味わってもらいたいなという思いがあるのですね。学校もそういう気持ちで育てていくというところ。そのあたりを本人も含め、学校も含めて、そういう意識で臨時的任用教員を見てもらいたいし、臨時的任用教員もそういう意識で勤めてもらいたいなというところがあるので、また研修や何かの折には、機会を見つけて話をしておいていただけたら良いかなと思います。

○伊藤教育長 人事異動については、就学支援課長を含めて、夏から校長と面談しながら進めるのです。校長は臨時的任用教員を配置していると、その人が初任者になった際にそのまま学校に置いてほしいと頼まれることがとても多くて、結果としてそうなることが多々あります。11月頃にまた面談をやって、最後、1月頃に面談をやったりして、本当に丁寧に学校側と話して、必要な人材を確保するという方法でやっているの、学校の要望としてはそのような形で臨時的任用教員を手放したくないのです。だから、以前だと8年くらい在籍することもあったので、5年で異動させるよ、ということをして1つのラインとして出した経過があります。昔は3年間臨時的任用教員をやっていて、初任者になってからプラス5年で8年までいられた頃もありましたが、それは今後は絶対ないよ、というよ

うに線を引いたというのが正しいところですね。

新採用の教員は5年経ったら絶対に異動するのですよね。

○**就学支援課長** 基本的には異動になります。今、海老名市では臨時的任用教員の期間も合わせて5年間という取扱いをしています。新採用の配置については、これからまた、別の形にはなりますが。

○**伊藤教育長** 教職員も、市の職員などを見てもそうですが、人事異動というのは難しいですね。その人の気の持ちようがあるから、それも実は大きいです。だから、人事異動して、その人がさらに活躍したり、視点を変えて物が見られるようになったりするということが、その成長のために異動させるのですが、最近は異動させると、そこに適応するのが難しく、厳しい状況になる人たちが時々見受けられるのです。

○**酒井委員** でも、臨時的任用教員をされてきた方が3年で異動というのも大変ですね。合格してほしいというふうに、周りの同僚の先生たちがバックアップというか、応援するような環境というのものもあるのではないですか。

○**教育担当理事** 臨時的任用教員には、確かに5年で異動になるかもしれないですが、それでもやはり委員が今言われたとおり、学校でバックアップしています。夏休み中、みんな採用試験の練習をすることもあります。

○**酒井委員** そこで採用されれば、そのまま今の学校にいてもらえるというのも大きいものですか。

○**教育担当理事** そのために練習するわけではないですが、昔に比べると初任者研修が非常に大変です。特に小学校だと、教科書の内容をしっかりと勉強しなければいけなくて、そういう意味では新しい学校で初任を迎えるよりも、2年ぐらいで異動になっても良いから、最初はとにかく慣れた学校でスムーズに教員生活を始めさせてあげたいと思う部分があります。でも、やはりそこは心を鬼にして、新しいところで頑張っってね、と言って送りだしてあげるというのも大事なことかなと、今話を聞いて思いました。

○**平井委員** 県央教育事務所管内教職員人事異動実施上の重点事項の1番と2番のところ、今、相当盛んに交流が行われているかなと思うのですね。一般職、管理職も含めて、海老名にも来てくださっているし、海老名から他市にもということなのですが、この中で「将来的な展望に基づく教職員の人事異動を推進する」と言うのですが、そのまま行ってしまうとか、海老名市に戻らないとか、その辺は今どんな状況になっていますか。

○**就学支援課長** 交流についてはあくまで希望者からなのですが、現在、管理職で海老名

市から2人他市へ、他市から1人迎えています。教育職については、海老名市から3人、他市から3人ということで、入替えのような形になっています。交流という扱いになりますと、基本的に戻ってくる方となります。それ以外になると転任という形になって、本人のご希望で外に行きたい、あるいはこちらに帰ってきたいという方がいらっしゃいます。基本的には他市の状況を見て、また戻ってきて、海老名市でご活躍いただくという形で人事交流は行っております。

○平井委員 分かりました。

○伊藤教育長 一番長い人は38年ぐらい教員人生を送るわけではないですか。その間、ずっと海老名市にいるよりは、他市の状況も見ておく。交流は基本的に2年間でして、その中で近隣他市に行くと、教育制度は変わらないけど、やり方は案外違うので、視野が広がるのですよ。そうしていると、例えば県央地区の研修会に行っても、綾瀬に勤めた人は綾瀬の先生と知り合いになって、全体が知り合いになる。あと、管理職は管理職として行っています。例えば海老名市で教頭を何人か出して、逆に同じ人数を他市から受け入れるということで、管理職も同じように。そういう意味で、ここにある、この先、その人たちの成長のためにずっと実施しています。

私自身はもっと人数が多くても良いかなと実は思っています。教員人生って、長いのですよ。その中で、違う市であるとか、または、市教育委員会に来て、違う職をやるとか、経験したほうが良いかなということです。あと、県立えびな支援学校は何人派遣していましたか。

○就学支援課長 3人です。

○伊藤教育長 海老名市の先生が3人、えびな支援学校に行く。それも2年とか、人によってはサイクルで代わりの人がぐるぐる回っていくという感じでして、支援学校はまさに校種が違うので、良い勉強になるかなと思っています。

○平井委員 以前、他市から海老名市に来てくださっている管理職の先生が、海老名市は良いですね、ずっといたいですという話をされていて、自分のところとまた違う環境の中で仕事をしてくださっていると、海老名の良さも理解してくださって、ぜひいてくださいとお声をかけてきたのですよ。

○伊藤教育長 人事交流ですからね。

○平井委員 でも、そう言ってくださるのはありがたいですし、うれしいです。そうやって交流というか、そういう中でいろいろ見て、気づいてくださるのはとても良いなと思っ

ています。

○伊藤教育長 前のときは、まだ市の壁があったのですよね。昔、高相津久井教育事務所のときはそんなに交流はなかったのですが、県央教育事務所になってから、結構交流が増えたというか、そういう方針で県も動くようになったというのがあります。教員人生って長いのですよ。その間に違うものを見たり、違うことを勉強したりすることが実はとても大事なことだなと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、ご質問、ご意見等もないようですので、議案第 28 号を採決いたします。この件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第 2、報告第 28 号を原案のとおり可決いたします。この方針にのっとり、今年度の海老名市立小中学校の教職員の人事異動を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

.....
○伊藤教育長 続きまして、日程第 3、報告第 19 号は個人に関する情報を含む案件でございます。海老名市教育委員会会議規則第 18 条第 1 項第 3 号の規定により、会議を非公開といたしたいと思えます。

それでは、会議の非公開について採決を行います。日程第 3 について、会議を非公開とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第 3 を非公開といたします。

(非公開事件開始)

.....
(非公開事件終了)
.....

○伊藤教育長 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、教育委員会 10 月臨時会を閉会いたします。